○国土交通省告示第三百四十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百六十四号）の施行に伴い、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年四月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する告示

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第21条第1号」を「第15条第1号」に、「第21条第8号」を「第15条第8号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月二十二日（予備、同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年四月二十二日（予備、同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　五十二号　山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字深堀五五三番一から同町鰍沢字前山五四二一番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十三日

○関東地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百二十六号　千葉市若葉区中田町一一二九番五から同市若葉区中田町一一三〇番一地先まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十二日

○関東地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富津市金谷字樽山七五四番三から同市金谷字島戸倉七三八番一まで	前	一三・〇〇～四五・〇〇メートル	〇〇・二〇二キロメートル
	後	一三・〇〇～三八・二五メートル	〇〇・二〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百二十七号　富津市金谷字樽山七五四番四地内　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十二日